

ポルノ・買春問題研究会

『論文・資料集』

vol. **6**



ポルノ被害としての盗撮

- ・ポルノ被害としての盗撮
- ・地域振興策としての買売春（藤野豊）
- ・インターネット社会を生きる（宮崎豊久）
- ・韓国ハンソリ会との交流の記録
- ・盗撮記事一覧、他

2005年12月

ポルノ被害としての盗撮

※本稿は、2005年8月27日に国立女性教育会館（ヌエック）での「男女共同参画のための女性学・ジェンダー研究・交流フォーラム」の企画の一環として「ポルノ被害としての盗撮」というテーマで行なったワークショップでの報告を、それぞれの報告者（1、5が森田、2が山本、3、4が中里見）が加筆修正したものです。

1、ポルノ被害としての盗撮

ポルノ・買春問題研究会（APP）は1999年に、女性の人権、両性の平等を目指して結成された。ポルノグラフィや売買春を通じて女性のセクシュアリティを売買・搾取することが深刻な個人的・社会的被害を広範に生み出し、男女の構造的不平等を生産し再生産する役割を果たしているにことを世間に訴え、被害の実態を明らかにし、法的対処のあり方の探求と被害者支援のネットワーク作りを行なうことを当面の目標にしている。

現在はとくに、ポルノグラフィの制作・流通・消費の過程で生み出されるさまざまな被害の問題に取り組んでいる。この「ポルノ被害」の問題は、これまで日本のフェミニズムの中で、真剣に取り組むべき「女性の人権問題」とはあまりみなされてこなかった。たとえば、ドメスティック・バイオレンスは、かつては夫婦喧嘩の一種とみなされ、家庭内の問題であり、市民社会が介入したり、ましてや警察や裁判所が介入すべき問題とは考えられてこなかった。また、セクシュアル・ハラスメントもかつては、職場での恋愛問題のもつれとみなされ、女性にとっての明白な人権侵害であるとはみなされてこなかった。たいていの場合、被害者たる女性が我慢するか職場を辞めていくかという形で処理されてきた。それまで、これらの事象は「名前のない問題」であり、構造的なジェンダー間の不平等に起因する被害（「ジェンダー被害」）であるとはみなされてこなかった。フェミニズム運動は、これらの「名前のない問題」に対するしかるべき言葉を与え、それを普及することによって、世論を変え、これらの事象がまぎれもなく構造的「被害」であり、「女性に対する人権侵害」であることを社会的に認知させてきたのである。

そして、これまで名づけられて来なかったジェンダー被害の一つとして、私たちが問題にしている「ポルノ被害」がある。これまで、この問題は、「表現の自由」の問題として、あるいは単なるファンタジーやフィクションとして、あるいは多様な性的嗜好の問題として、あるいは道徳や風俗の問題として、別の名前が与えられてきた。あるいは、そもそも何の問題もない自由の行為として、性的自己表現ないし自己実現の一環としてみなされてきた。しかし、私たちは、これは、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどと同じく、ジェンダー間の構造的不平等に起因する被害であり、しばしば暴力そのものであり、明白な人権侵害であるとはみなしている。

たとえば、かつてのバクシーシ山下による『女犯』シリーズや最近のバックキービジュアルプランニング（現在はコレクター）の『問答無用強制子宮破壊』シリーズなどの実録もの暴力ポルノでは、女優を騙して集団で暴行し、レイプし、げろをかけ、髪の毛を持って

引きずりまわし、風呂の水に顔を突っ込む、殴る蹴る、窒息させる、火をつける、等々の暴力行為が延々と何時間も（時には数日かけて）行なわれ、それが2時間のビデオに編集され、「表現物」として世に送られ、宮台真司をはじめとする評論家や学者たちによって絶賛されている。あるいは、アダルトビデオが無理矢理パートナーによって見せられたり、そこでの行為を模倣させられたりする。あるいは、恋人や夫婦であったときに撮った裸体写真や性行為の写真・ビデオなどが、後に脅迫の材料に使われたり、ネットで流されたりする。また、パソコンで有名人や知人の顔写真とポルノ女優の裸体が合成され、それがネットで流される（ポルノコラージュ）。こうしたさまざまな被害を私たちは総称して「ポルノ被害」と呼んでいる。

これらの被害は、ごくわずかな不運な人だけが遭っている被害と思われがちだが、実際は、この犯罪の被害者、ないし潜在的被害者は実に大量である。その典型例が、今回の私たちの報告のテーマとなっている「盗撮」（性的盗撮）というポルノ被害である。

温泉・銭湯（最近のスーパー銭湯を含む）・フィットネスクラブ・スポーツジムなどの脱衣所・更衣室・浴場に、あるいはデパート・喫茶店・学校・駅などのトイレに、あるいはラブホテルの部屋などに仕掛けられた精密な盗撮機によって、裸体や下着姿や排泄行為や性行為などが撮影される。あるいは、それが、犯罪者個人の楽しみとなるだけでなく、編集されて、「盗撮ものポルノ」として市場に売り出されている。この種の盗撮ものには、わざわざ偽のイベントをでっちあげて、盗撮機があらゆる場所に設置された更衣室をつくって、集めた若い女性をそこで着替えさせ、その模様を延々と撮影するという手の込んだものもあれば、普通に秋葉原で売っている超小型の盗撮機を使って、ごく身近な対象を盗撮するという場合も存在する（盗撮の現状について詳しくは「2」を参照）。

こうした盗撮行為は、常識的に考えれば明白な犯罪行為として罰せられるべきであると思われるが、実際には現在の日本では、これを取り締まる全国法は存在せず、せいぜい各都道府県にある迷惑防止条例で、電車内や公道などの公共の場でのあからさまな盗撮行為（スカートの中をビデオやデジカメや携帯電話などで撮る行為）が禁止されている程度である。重大な犯罪ないし人権侵害行為ではなく、単なる「迷惑行為」として分類されていること自体も問題であり、その罰則も、そうした認識に一致して、たいていの場合、少額の罰金ですむ。それ以外には、たとえば、公衆浴場などに盗撮機を仕掛けて盗撮するような場合は、迷惑防止条例の対象外であり、それ自体を取り締まる法律が存在しないのが現状である。それゆえ、建造物侵入罪などの他の罪状で取り締まるしかない。またすでに流通してしまった「盗撮ものポルノ」に対する法的対処としては、被害者本人が訴え出て、名誉毀損などで訴えるしか手がない現状にある（日本の法律の現状について詳しくは「4」を参照）。

しかし、この盗撮というポルノ犯罪は、女性であれば誰でも遭遇するというその普遍性からしても、それによって人格権やプライバシー権が侵害される程度の大きさからしても、きわめて重大な人権侵害であるとみなされるべきであり、それに見合った法的対処がとられるべき問題である。そこで私たちは、今回、盗撮に関するアンケートの実施、盗撮ビデオの視聴、被害者からの聞き取り、盗撮に関する新聞記事の収集、盗撮に関する外国および日本の法律の現状の調査などを通じて、この問題について研究してきたので、その成果をここで発表し、盗撮の現状と法律の現状、および今後とるべき課題について報告したい。

2、盗撮の現状

2005年夏、都庁のトイレで盗撮機が発見されたことがニュースになった¹。しかしそれよりも、痴漢えん罪ネットワーク代表が電車車内でカメラ付き携帯電話で女性の下着を撮影していたという事件²、東京地裁で司法修習生が盗撮ビデオを女子トイレに仕掛けていたという事件³などの方が記憶されているかもしれない。

ポルノを「性的にあからさまな形で女性を従属させる写実的なもの」⁴とするならば、女性が撮影されていることを知らないままに性的な尊厳を侵害されることは、まさしく「女性を従属させる」ものであり、そのようにして撮影された画像や映像はポルノそのものである。

以下に述べるように、盗撮の現場がいわゆるスタジオやロケ現場ではなく、日常のあらゆる場面であること、そして対象がモデルや女優ではなく、撮影されていることすら気づいていない、ごくふつうの日常生活を送っている女性であることからみても、盗撮こそ被害女性の職業／年齢層／数／撮影場所等においてもっとも広範なポルノ被害のひとつであるといえよう。

現在、女性を対象にした盗撮は後を絶たない。むしろカメラ付き携帯電話の普及やカメラの小型化など機器の発達によって、盗撮という犯罪が拡大している状況にある。

たとえば神奈川県警が2004年1年間に盗撮行為で立件したのは計216件であるという⁵。また、警視庁が同じく盗撮行為で送致したのは227件である⁶。警察庁広報室によると2004年には迷惑防止条例違反としての盗撮事件は、全国で1428件報告されている。この件数には公衆浴場などでの盗撮は含まれていない⁷。それでも駅や街頭などでの盗撮事件が、1日約4件は露見していることがわかる。

また、ある調査会社は2002年から温泉や銭湯を中心に盗撮の実態を調べているが、「盗撮」などのタイトルがつくビデオ/DVDのうち、関西で撮影されたとみなされる約1500本を収集、分析している⁸。ひとつのビデオに50人の女性が撮影されていたとして⁹、関西

¹ 巻末資料の2005年8月24日付の新聞記事を参照のこと(124頁)。

² 巻末資料の2003年7月16日、7月29日付の記事を参照(101~102頁)。

³ 巻末資料の2005年1月5日付の記事を参照(116頁)。

⁴ キャサリン・マッキノン、アンドレア・ドウォーキン『ポルノグラフィと性差別』、青木書店、2002年、参照。

⁵ 「盗撮 小型カメラ普及し拍車」『朝日新聞』2005年7月21日。本書70頁の新聞切抜きを参照。

⁶ 「迷惑防止条例違反の送致状況」『警視庁の統計(平成16年)』。

⁷ 各都道府県の迷惑防止条例が対象としている盗撮行為は、街頭や駅などに限られており、公衆浴場などでの盗撮は含めておらず、これは軽犯罪法の窃視(のぞき見)の罪や建造物侵入罪として扱われる。しかし窃視や建造物侵入の件数のうち、どのぐらいの割合で盗撮事件が入っているのかは定かではない。

⁸ 民間の調査会社・平松総合調査事務所(和歌山市)の調査によると、和歌山市内の温泉施設はすべて盗撮されていたという。<http://tantei708.com/4-2-1-4.html> また同社のHPに掲載されている盗撮事件の記事は、2005年1月から9月までの9ヶ月で54件であり、新聞記事になったものだけで少なくとも月当たり6件の事件があることがわかる。

⁹ ジャーナリストの黒木昭雄が元制作者にインタビューした際に入手したマスターテープは時間にして250分以上、およそ50人の女性が映っていたという。「実録 盗撮ビデオはこうして作られる!」『WEEKLYプレイボーイ』2004年8月31日。

だけでざっと7万5000人、全国の規模になれば10万という単位の女性たちが知らない間に撮影され、映像が流布されている計算になる。

こうしてポルノビデオとして市販されている数、新聞記事になっている数、検挙されている数から推定すると、検挙されないまま横行している盗撮事件の数がおびただしいことは容易に理解できる。

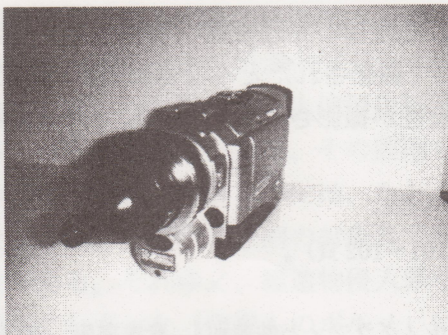
巻末の新聞資料は、2002年8月から05年8月までにインターネット等で確認できた盗撮関係の記事である。以下これらを分析して盗撮の現状を明確にしたい。

(1) 盗撮の方法

もっとも使用しやすいのが、カメラ付き携帯電話である。また通常大手電機メーカーがファミリー向けに宣伝し販売している、小型のムービー・ビデオカメラもカバンなどに隠して使用できる。ムービー・ビデオカメラの場合、かばんなどに小さな穴をあけるだけで外からはそれとわからないようにできる、特殊なレンズ¹⁰を取り付けて使用している例が多い。

ほかにも盗撮以外にどのような用途があるのか首をかしげたくなる機器が多くある。たとえば、スニーカーに小さな穴をあけ小型レンズを埋め込んだもの¹¹、たばこに隠すことができるほど小さなデジカメ、トイレの壁に穴をあけてあるいは貯水タンク底部に貼り付けられるほど小さなものなど。このような小さなレンズをつけたカメラは、カメラから発信される電波を受ける受信機・映像機が分かれている。これら特殊なレンズやカメラは、秋葉原（東京）などで一般向けに大量に市販されているし、インターネットなどでも容易

10



写真提供は平松総合調査事務所

11



写真提供は平松総合調査事務所

に入手できる。

(2) 被害の場所

盗撮はどんなところでなされているのだろうか。これらの記事に見るだけでも、コンビニ・レンタルCD/ビデオ店・書店・ファッションビル・ショッピングセンター・デパート・スーパーのトイレ・パチンコ店・駅ビルエスカレーター・公共施設・駅のホーム/エスカレーター/階段/車内/トイレ・公衆浴場（温泉やスーパー銭湯も含む）・更衣室・路上・小中学校トイレ/更衣室・中学校教室（授業中）・大学図書館トイレ・職場（病院・パチンコ店・市役所・幼稚園・小学校）・被害者自宅など多岐にわたる¹²。

すなわちどこでも、女性が生活するすべての場が被害場所になっているということがわかる。

(3) 加害者像

さてその犯人すなわち加害者像であるが、盗撮してそれを販売するいわゆるプロフェッショナルのAV業者だけではない。新聞記事によれば、会社役員・陸上自衛隊事務官/陸曹・防衛庁専門官・海上保安官・消防署員・水道局員・検察事務官・小学校/中学校/高校教員・教頭・大学教授/助教授・医師・警官・革新政党職員・県/市職員・無職・トラック運転手・大学院生・神社権祢宜・マッサージ師などが加害者の職業である。このとき気をつけなくてはならないのは、新聞記事になったのは、加害者の社会的地位が高い、あるいは社会的に信頼されている職業に就いている者（公務員や学校教員など）が犯行を行なったからであるということだ。ニュース性があるから記事になるのであって、加害者には一般の会社員や学生なども多数いる。

(4) 被害者

被害者は、ほとんどの場合が女性である¹³。幼児・小学生・中学生・高校生・短大生・教員・看護師・保育士・会社員・パチンコ店員・加害者の知り合い/同僚すなわちあらゆる階層・年齢層の女性が被害者となっている。

女性は、年齢にかかわらず、学校・駅・本屋・温泉・公衆トイレのどこに行っても被害に遭う可能性があり、さらに職場や自宅ですら安心とはいえない状況にある。

(5) 盗撮を取り締まる法律

このように女性の性的自由を脅かし、プライバシーを侵害する明らかな犯罪である盗撮が横行しているのはなぜだろうか。ひとつには盗撮そのものを取り締まる法律が存在しな

¹² 記事資料にはないが、産婦人科など病院やエステサロンでの被害も存在する。

¹³ 巻末資料の盗撮記事一覧にも被害者が男性という事例は1件しかないが、存在する。加害者は男性である。（時事通信・2004年6月22日）

いことがある。盗撮禁止法や反盗撮法がないのならば、警察は何をもって犯人を逮捕するのであろうか。残念ながら盗撮に対しては、ほとんどすべて、各自治体の迷惑防止条例や不安防止条例（粗暴行為などの禁止）、暴力的不良行為防止条例、あるいは軽犯罪法の窃視罪、刑法の住居侵入罪、建造物侵入罪などで対処されているにすぎないというのが現状である。よって処罰も罰金1万円程度から30万円と開きがあり、学校教員や公務員などの場合は停職や懲戒免職になる場合もあるが、多くが罰金ないしは執行猶予ですまされている¹⁴。

（6）盗撮映像の流通

盗撮は、個人があとでひそかに楽しむためにだけ行なわれているとはかぎらない。

現在、盗撮ものというジャンルのポルノ・ビデオ/DVDが、レンタルビデオ店でもインターネット販売にておいても無料サイトにおいても確たる地位を占めている。市販されているものの中には「やらせ」もあるが、実際に盗撮したものを編集し、商品として販売しているものも数多い。

その内容を示すために例としていくつかのタイトルをここにあげる。

- ・無修正 ポーリング場トイレ——わざとカメラに気付かせる 女の子大悲鳴「イヤァー!!!」必見!!!
- ・有名女子大隣接女風呂!! 女子大生達の着替え&入浴
- ・トイレ・マルチビジョン [ZIPANG 盗幻鏡]
- ・美人モデル更衣室&撮影会場
- ・もぎたて! プールぷる更衣室II 禁断編(ローアングルでノーパンの股間を) [ZIPANG 盗幻鏡]
- ・ブラジャー試着室 微乳~美乳
- ・高校生パンチラ・中央線-山手線-池袋
- ・特別秘蔵版 開放! 白昼の浴場絵巻 美少女ダイジェスト [ZIPANG 盗幻鏡]
- ・オートネット ゴッドハンドさんの夜間制覇 Vol.3(風呂場でのまじオナは必見!!!)¹⁵

女性用トイレは、もっともオーソドックスな盗撮対象といえる。性器だけでなく、用を足している女性の顔もいっしょに映し出していることから、トイレの個室に複数のカメラが仕掛けられている場合もあることがわかる。あらゆるトイレが標的になりうるが、明らかに図書館内にあるトイレと思われる場合もあった。

公衆浴場やプール、フィットネスクラブなどの脱衣所も被害が多い場所である。加害者の女性共犯者がバッグにカメラを忍ばせて撮影していると思われる場合もある。

同様にクアハウスや露天風呂など公衆浴場そのもので撮影しているものもある。上記「特

¹⁴ 前出の黒木昭雄がかつて銭湯で盗撮ビデオを撮影していた女性にインタビューした記事が興味深い。あるとき被写体の女性に盗撮が見つかり、問いつめられてカメラの入ったカゴの取り合いになった際、被害女性にけがをさせ、警察が駆けつけたことがあったが、盗撮については罪に問われず、傷害罪だけが問われたという。また同じ記事で、やはり盗撮ビデオ作成業者が警察に自首した際も、取り調べはされたものの起訴されることなくそのまま帰されたこと証言しているが、その中で刑事が「盗撮は安い」、すなわち点数にならないと考えていることが語られている。「盗撮実行犯の女」が明かす全手口『週刊文春』2005年6月2日。

¹⁵ 自宅に取り付けたカメラからの盗撮。

別秘蔵版 開放！白昼の浴場絵巻 美少女ダイジェスト」は明らかに未成年の少女ばかりをねらって撮影したものである。

女性がとくに脱衣する必要のない場所での被害も多数存在する。最も多いのが駅やコンビニなど多数の女性が行き交う場所である。執拗に女性を追いかけてそのスカートの下を撮影する（上から胸をのぞき込むようにして写すケースもある）。とくに中高生のように制服を着ている女性が狙われている。女性の自宅にカメラを取り付けて撮影する盗撮もある。入浴やトイレ、着替え、寝姿などが小さなレンズを使用してまったく女性が気がつかないままに撮影されている。

女性の自宅にカメラを取り付けて撮影する盗撮もある。小さなレンズを使用して、入浴しているところやトイレでの排泄、着替え、寝姿などがまったく女性が気がつかないままに撮影されている。

（7）盗撮被害とは何か

盗撮被害がここまで拡大したのは、技術の進歩もさることながら、「見せたって滅るもんじゃなし」という女性の性的自由や人権を無視した考え方が、加害者にもあるいは加害者の撮影した画像・映像を売買し楽しむ人々の中にあることも否めないだろう。

しかし、盗撮によって実際に被害者に何が起きているのかを認識しなくてはならない。盗撮被害そのものもさることながら、その後の被害者にどんな影響があるのかについても見逃してはならない。

ある被害者は、盗撮に気づいた後、公共のトイレをまったく使えなくなった。職場で盗撮された女性がショックで休職を余儀なくされる、職場にいられなくなった、というPTSDによる生活の激変を強いられる場合もある。

さらに映像がインターネットを通じて拡大している現状がある。インターネット時代の特徴でもあるが、AV業者と視聴者の垣根が低くなっており、業者でない人でもさかんに盗撮を行ない、ネット上で売買している。これらのビデオに知らない間に「出演」させられている女性は、顔も隠されておらず、性器もそのままのものが多く、これだけ盗撮被害が広がっている以上、被害者自身が気がつかない間に被害者を知っている人が見ている可能性も高い。

逆に被害者本人にわざわざ知らせて脅迫や強要に使うこともある。巻末の新聞資料にあるように、ラブホテル利用者への脅迫に使うケースや、自分の映っている盗撮ビデオを買うことを強要されることもある。フェミニストがHPで発言していることに目をつけて盗撮し、HPの閉鎖に追い込んだ例や、社内で内部告発をしようとした女性が同僚に盗撮され、社内で映像が流される、という口封じのための手段に使われる場合もある。女性を黙らせる手段として盗撮が使われることも知っておくべきである。

2003年に私たちが実施したアンケートでも、性行為を知らない間に撮影され、夫（恋人）と関係を解消する際に、ビデオをばらまくと脅されたケースが見られたが¹⁶、これもまた盗撮被害といえる。

¹⁶ ポルノ・買春問題研究会『ポルノ被害の実態と分析（論文・資料集第4号）』、2003年8月。

(8) 盗撮をどう考えるか

例として掲げた新聞記事やビデオのタイトルは、膨大な被害の氷山の一角にすぎない。多くの被害女性たちは自分の知らない間に自分の映像が不特定多数の誰かに見られているのである。これほどにまで被害が蔓延しているのには、先に述べたように盗撮そのものを犯罪として取り締まる法律がないこと、そして女性への人権侵害であるという認識が加害者や視聴者の側になくということがある。

さらに、ほとんどの場合、被害女性が被害に遭っていることに気づいていないということがある。たとえ被害者の周りの男性が気がついたとしてもそれを本人に伝えることはほとんどない。同時にこれはすべてのポルノについて言えることだが、盗撮もまた最大の当事者である女性の側が現状をほとんど知らない。女性は盗撮映像をすすんで見ることはまづない。それが問題を見えにくくしている最大の理由である。

しかし、盗撮という行為は、女性を本人の知らないところで、つまりは抵抗できないような状況において、支配し所有する意図があってなされている。

そもそもほとんどの盗撮映像は、女性から見れば「見て何がおもしろいのか」理解に苦しむものばかりである。もし性的な欲求の解消ということだけがポルノの目的ならば、女性の着替えや入浴姿、排泄している様態に、どのようなおもしろみがあるのか、わかりにくい。しかし女性たちが毎日のように行なっている日常生活での行動の中でも、着替えたり入浴したり排泄したり、スカートをはいて外出したり、自分の部屋でくつろいだりするという、当たり前であっても人には見せたくない行動を撮影され、公開されることこそが重要な意味を持つ。

これら女性から見れば何でもない日常の行為が、性的人格に結びつきうる以上、それをのぞき見し、その映像を所有することこそが、観る側の支配と所有の欲求の充足なのである。まさに女性の性的人格をおとしめ、支配し、所有するというポルノの本質そのものではないだろうか。

3、「盗撮に関するアンケート」調査結果と分析

(1) アンケート調査の実施概要

ここでは、私たちの会が2005年に実施した盗撮に関するアンケートについて報告するとともに、その内容について若干の分析を行なう。

今回実施した「盗撮に関するアンケート」調査の実施概要は以下のとおりである（アンケート用紙自体は巻末資料に収録しているので、それを参考にしてほしい）。

調査目的

現在、公的な場所における盗撮被害が頻繁に起きている状況にかんがみて、盗撮のよく行なわれる場所の管理者はどの程度盗撮問題を認識しており、また盗撮対策を行なっているか、ということの実態を調べるということである。

『朝日』2005年7月21日

小型カメラ普及し拍車

盗撮

警官の事件相次ぐ

るケースも出ている。盗撮行為そのものを取り締まる法律はなく、各地の条例などを適用している。議員立法として「盗撮禁止法案」を国会に提出する動きもある。

6～7月、神奈川県警の4人の警察官が、盗撮していたとして依願退職していたことが相次いで発覚した。

第1機動隊の元巡査長(27)は02年11月から約1年半、小田急小田原線の電車内などで計12回、女子高校生らのスカートの中をデジタルカメラで撮影し、CDに画像を保存していたという。36歳と31歳の元巡査長も女性のスカート内を盗撮。公安3課の元警部補(43)は車中の男女をビデオ撮影したとして、それぞれ処分を受けた。

巧妙に隠したカメラやビデオカメラで女性の下着や裸を盗み撮りすること。カメラ付き携帯電話の普及や様々な「盗撮グッズ」の登場を背景に、被害が広がり、近ごろ、警察官が捕ま



盗撮には興迷感防止条例の「ひくい行為の禁止」が適用される。罰則は「1万円以上の罰金」

たは50万円以下の罰金。スカート内盗撮の3人は条例違反容疑で書類送検されたが、うち2人は「職を辞し社会的制裁を受けた」として起訴猶予処分。あとの1人は送検されなかった。

4件とは別に、盗撮がらみで依願退職した県警中原署の元巡査長(29)が6月4日に、駅のエスカレーターで、女子高生を後ろから盗撮しようとしてカメラ付き携帯電話を向けたところを鉄

道警察隊員に取り押さえられた。事情聴取に元巡査長は盗撮行為を認めただが、県警は、「スカートの中にカメラを入れてないので未遂と判断した」と説明。条例に「未遂

罪」の規定がないとして立件を見送ったという。同県警が、昨年1年間に盗撮行為で立件したのは計216件で、うち逮捕は26人、書類送検は190人だった。松本治男

警務部長は「立件するかどうかは証拠に基づいて個別に判断する」。今年に入ってから鹿兒島、岩手県警の警官も、盗撮の疑いで現行犯逮捕され、依願退職している。

し、罰則は「2年以下の懲役または200万円以下の罰金」。販売やインターネットを通じて提供、提供目的の所持も禁止、駅や百貨店、乗り物などの管理者には防止の努力義務を課す。

自民、罰則強める法案

自民党は、「盗撮の禁止等に関する法案」の議員立法としての国会提出を目指している。軽犯罪法には「窃視罪」があり、「のぞき

見」は罰則を受けることがあるが、現場で見つけない限り適用は難しく、処分は「30日未満の拘留か1万円未満の科料」。スカートの中をのぞき見

る行為などは当たらない。各地の条例では、盗撮行為そのものの罰則を明確に定めている例は少ない。

靴やカバンにカメラを隠すなど、不自然な撮影機器の所持を禁ずることも検討したが、報道機関の取材の規制につながりかねないとして盛り込まなかった。

温泉・銭湯で組織的な場合

盗撮を可能にする超小型カメラや特殊機器が、入手しやすくなったという事情もある。小型カメラを埋め込んだ便座などが一般に売られている。盗撮ほどの程度、広がっているのか。02年から温泉や銭湯を中心に実態を調べている調査会社が近畿地方にある。

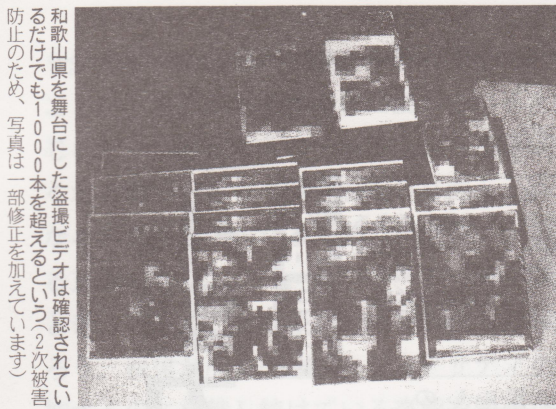
組織的な盗撮の場合、多くは女性の共犯者がいるという。小型カメラをシヤンパーなどに仕込んで持ちこむため、発見は難し

女性共犯の事例目立つ

映像には、顔まで映っているケースが大半。「知らないうちに撮られ、流通している怖さ。でも、その脅威は表に出にくい」と調査会社の代表は言う。

被害施設に対策を求めている。二の足を踏むか、認めようという場合がほとんどという。「盗撮現場」と知れば、客足に響くためではないかと調査会社はいう。

一方、シャワーナリストの鳥越俊太郎さんは「盗撮は問題だが、新たに法律をつくる必要があるのだろうか。『性的』の概念があいまいだし、運用によっては、疑わしいと思つたら何でも検挙してしまう事態にならないか」と話す。(小泉信一、井上恵一、明、柿崎隆)

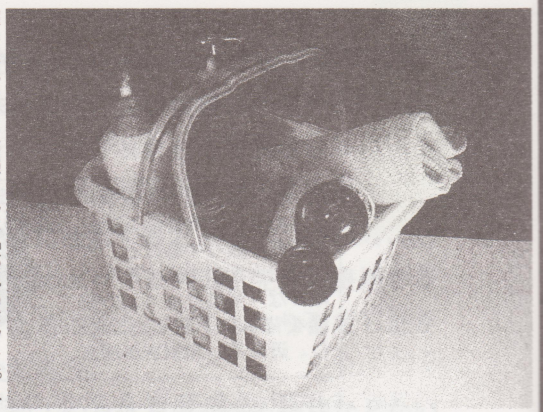


和歌山県を舞台にした盗撮ビデオは確認されているだけでも1000本を超えるという(2次被害防止のため、写真は一部修正を加えています)

盗撮犯に狙われる日常



超小型化カメラが隠された「お風呂セット」。チューブの口から小型レンズが被写体を狙う。配線などはタオルで巧みに包み込んで見えなくしている



女性の敵は女性！

大阪府警は平成十四年十月九日、和歌山市内の男女を建造物侵入内容で逮捕した。調べでは、男女は共謀して、公衆浴場の脱衣場で盗撮したビデオを販売しようとする計画。女が盗撮目的で大阪府内の公衆浴場に客を装って入り込んだ疑い(朝日新聞から抜粋)。二人は二年前から同府内や和歌

盗撮犯に狙われる日常



もしもあなたの日常の二コマが盗撮されていて、その姿がインターネットやDVDを通じて衆目にさらされているとしたら。ましてやそれが公衆浴場での入浴シーンだとしたら。六月上旬、自民党の盗撮防止法ワーキングチーム(事務局 長・世耕弘成参院議

員)が法制化を進めてきた「盗撮防止法案」が参院を通過、年内にも施行される運びとなった。性的盗撮や盗撮写真の提供・販売を禁止し、違反者に懲役二年以下または罰金二十万以下以下の罰則を科す内容だが、なぜ今、県選出の世耕議員が同法案の法制化にこだわる

のか。そこには「盗撮スタジオ和歌山」と呼ばれる県内の目を覆いたくなるような悲惨な現実が色濃く反映されているという。平松総合調査事務所(平松直哉代表)の協力を得て、県内の盗撮事情と対策を三回にわたって連日掲載する。

平成十三年から四年間、私立探偵として和歌山県近郊の盗撮問題と向き合ってきた平松代表の調べでは、県内

で、「和歌山県が狙い打ちされている。私が盗撮スタジオ和歌山」と呼ぶゆえんである。県警の怠慢や行政

から6面掲載) 出ているのだ。訴訟を起して勝った被害者もいるが、一度ネットに流された映像を回収するすべはない。その脅威と被害は深刻である。

「盗撮スタジオ和歌山県」

あなたの日常が狙われている

「和歌山県が狙い打ちされている。私が盗撮スタジオ和歌山」と呼ぶゆえんである。県警の怠慢や行政から6面掲載) 出ているのだ。訴訟を起して勝った被害者もいるが、一度ネットに流された映像を回収するすべはない。その脅威と被害は深刻である。

巧妙化する手口

2次被害を生む盗撮の脅威

超小型化カメラは芳香剤やラジカセ、ビデオテープ、ヘアトリートメントチューブなど今やどんなものでも潜ませることができ、被害者がカメラの存在に気がつくことはまずない。たとえばシャンプーやトリート

者が屋外の駐車場でも波を拾い録画する、というのも手口の一例だ。もちろん有線式カメラでの犯行もある。また海水浴場に八百

はじめ全国の市場で流通している。その被害者は数万人に上るとい

弱腰、企業の責任感の低さが盗撮業者を和歌山県へ寄せ付けている」と平松代表は語気を強める。

為での検挙数は建造物侵入として処理した例を除けば、昨年一年間で計千八百九十二件に上る。しかし、盗撮を摘発できる条を持っているのは全国で八都府県だけ。罰則もバラバラで、罰金一

詳しくは、平松総合調査事務所 (http://tantei708.com)へ。

